



各種申請

本人確認のご協力を

平成20年5月1日から各種届出や証明書の発行の際に本人確認をより厳格にさせていただきます。

戸籍法、住民基本台帳法の改正により、戸籍の届出・謄抄本などの請求および住民票の異動届・写しの請求の際、顔写真付きの証明書や複数の証明書の提示が義務付けられました。そして、届出の内容や利用の目的を確認するため、関係資料の提示をお願いすることになります。

市民課 ④(☎460-9820)  
保 ④(☎438-4020)

税・国保

軽自動車税納税通知書発送

平成21年度の軽自動車税納税通知書は、5月1日(金)に発送予定です。軽自動車税は、4月1日現在の所有者に対して課税されます。4月2

日以降に廃車や譲渡された場合でも旧所有者に課税されます。その場合の月割りによる払戻しはありません。市民税課 ④(☎460-9826)

国民健康保険収納推進員が電話・訪問

国民健康保険収納推進員は、保険制度を理解していただくために、国民健康保険加入者のお宅へ電話や訪問をして、保険料の収納や納付相談、口座振替についての説明などを行っています。

なお、国民健康保険収納推進員は身分証明証を携帯していますので、訪問の際にはご確認ください。健康年金課 ④(☎460-9822)

学生納付特例、若年者納付猶予制度のご利用を

20歳以上の方は、国民年金に加入しなければなりません。学生の方で、本人の前年の収入が一定額以下の場合には、「学生納付特例」の申請をすることにより保険

料の納付が猶予されます。

また、30歳未満の方で、本人と配偶者の収入が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

これらの申請を行わず、保険料が未納のままだと、不慮の事故などにより障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金などを受けることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

学生納付特例・若年者納付猶予の申請は、健康年金課(田無庁舎2階) 市民課(保谷庁舎1階)へ健康年金課 ④(☎460-9825)

福祉

手話講習会受講生募集

手話通訳者養成を目的とした講習会です。

初級  
④・⑤ 5月14日(木)から毎週木曜日午前10時～正午・田無総合福祉センター

④・⑤市内在住、在勤の方で手話未経験者・30人中級

④・⑤ 5月14日(木)から毎週木曜日午後7時～9時・保谷障害者福祉センター

④・⑤市内在住、在勤の方で初級を修了している方・30人

④・⑤ 5月19日(火)から毎週火曜日午前10時～正午・田無総合福祉センター

④・⑤市内在住、在勤の方で中級を修了している方・20人

④ 4月15日(水)～21日(火)までに保谷障害者福祉センターへ(☎463-9861)

土、日曜日は連絡不可)

障害福祉課 保 ④(☎438-4033)

交通

ひばりヶ丘駅南口仮設自転車駐車場(無料)の閉鎖

「ひばりヶ丘駅南口仮設自転車駐車場(無料)」は、4月30日(木)に閉鎖します。

定額給付金・子育て応援特別手当の申請書を送付

◆定額給付金・子育て応援特別手当の申請・受給の流れ

① 4月10日(金)に、市から対象となる申請・受給者(世帯主)あてに申請書を送付しました。

②申請・受給者は、申請書に必要事項を記入し、身分証、通帳の写しなど必要書類を同封のうえ返信用封筒で返信してください。

申請受付期間  
4月13日(月)～10月13日(火)

支給時期  
口座振り込みによる給付は、4月下旬から随時行います。

ゆうちょ銀行は、一般の金融機関より、振り込みに時間がかかります。

「振り込め詐欺」にご注意ください  
定額給付金や子育て応援特別手当をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」の被害が心配されます。

定額給付金などの関係で、市が皆さんの世帯構成や銀行口座番号などを電話で照会したり、現金や手数料の振り込みを要求することは絶対にありませんので、十分にご注意ください。

産業振興課 保 ④(☎421-2202)  
...定額給付金  
子育て支援課 ④(☎460-9840)  
...子育て応援特別手当

プレミアム商品券販売予定

プレミアム商品券が、西東京商工会から6月に発行される予定です。

この商品券は購入額1万円で1万1千円の買い物ができるプレミアム付きの商品券です。

3億3千万円分の販売を予定しています。詳細については、5月15日号市報折り込みのパンフレットおよび西東京商工会のHPをご覧ください。

産業振興課 保 ④(☎421-2202)

長寿医療制度のお知らせ

(平成20年4月から後期高齢者医療制度を長寿医療制度と呼んでいます)

1 平成21年度保険料の納付について  
平成21年度保険料は、原則として4月支給分の年金から引き落とされます。

年金から引き落とされる額  
2月の年金から引き落とされている方...同額  
4月支給分の年金からはじめて引き落とされる方...平成19年中の所得に基づき保険料額を算定(年金の年間支払回数6で割った金額が基本)

その他納付方法  
新たに被保険者となる方や、平成20年度中に転居や保険料の変更などがあった方...原則として10月の年金から引き落とします。それまでは、納付書または口座振替により保険料を納付。

年金からの支払を停止して、口座振替に変更した方...原則として年金からの引き落としに戻ることはなく、口座振替により保険料を納付。  
新たに年金からの引き落としを停止し、口座振替を希望される方...保険料納付方法変更申出書(年金からの支払を停止する申出書)を健康年金課へ提出。提出後、金融機関へ提出する口座振替の依頼書をお渡ししますので金融機関へ提出(金融機関への提出には届出印・口座名義などが必要です)

2 平成21年度保険料の軽減について  
平成21年度保険料の軽減措置が決定しました。保険料の軽減措置は次表のとおりです。

【均等割額の軽減】  
同一世帯の世帯主および被保険者の方全員の所得の合計額が基準に該当する場合は、次の軽減が適用されます。

表1  
総所得金額等が下記の基準を超えない世帯

軽減割合	軽減割合
基礎控除額33万円	7割軽減
うち長寿医療制度の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所得がない)	9割軽減
基礎控除額33万円+24.5万円×被保険者数(被保険者である世帯主を除く)	5割軽減
基礎控除額33万円+35万円×被保険者数	2割軽減

平成20年度中、均等割額8.5割軽減に該当した方は、所得が変わらなければ基本的に、平成21年度は7割軽減または9割軽減のどちらかに変わります。7割軽減に該当する場合、平成20年度に比べ保険料が高くなりますので、あらかじめご了承ください。

【所得割額の軽減】  
被保険者の方の所得が基準に該当する場合は、次の軽減が適用されます。

表2  
賦課のもととなる所得金額ただし書き所得(年金収入のみの場合)

軽減割合	軽減割合
15万円(年金収入168万円)まで	全額
20万円(年金収入173万円)まで	75%
58万円(年金収入211万円)まで	50%

賦課のもととなる所得金額は所得金額から基礎控除額33万円を引いた額です。  
【被扶養者だった方の保険料の特例】  
制度加入の直前まで会社の健康保険(国保・国保組合は除く)の被扶養者として、ご自分で保険料を払っていなかった方に対しては、2年間は所得割額が無料となります。また、平成22年3月までの均等割額が9割軽減されます。

3 高額介護合算療養費について  
医療保険と介護保険それぞれにおける自己負担額の合算額が著しく高額になるとき、その負担を軽減する仕組みとして、高額介護合算療養費があります。対象は、平成20年4月1日～平成21年7月31日までに支払った自己負担額です。支給要件は、医療保険上の世帯単位で、医療保険と介護保険の自己負担額を合算した額から、下表の限度額を差し引いたとき、500円以上となる場合支給されます。

所得区分	世帯単位の自己負担限度額(年額)	
現役並み所得	89万円(67万円)	
一般	75万円(56万円)	
低所得	II	41万円(31万円)
	I	25万円(19万円)

平成20年8月以降に自己負担額が集中している場合などは、カッコ内の限度額を適用します。  
4 平成21年度健康診断について  
長寿医療制度の被保険者を対象に健康診断を行っています。対象者には、受診券をお送りします。健診期間 7月1日～平成22年1月31日  
人間ドック助成制度は、3月末をもって廃止となりました。  
④広域連合お問合せセンター  
(☎0570-086-519 FAX0570-086-075)  
土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後7時  
PHS、IP電話(ひかり電話)の方は、  
(☎03-3222-4499)  
健康年金課 ④(☎460-9823)